

誓約書

(1, 6 ページ目に署名、捺印要)

2017.01.10 改訂

株式会社 BLUE ARROWS 御中

当社は株式会社 BLUE ARROWS (以下「BA」という) から加盟店規約に基づきサービスの提供を受けるにあたり、下記事項について遵守することを誓約いたします。

1. (暗号通貨決済について)

当社は下記項目において、万一当社に明らかな不履行があった場合、BA より改善要求がなされたときはこれに従い、当社に支払われるべき決済代金が留保もしくは未払いとなっても異議を申し立てず請求も致しません。また、本件に関し BA より返金請求があった場合、当社はこれを認めその請求に応じることを誓約いたします。

- イ、加盟店申請をしたサイトまたは店舗以外での決済は致しません
- ロ、金融行為、BA 承認以外の決済行為は致しません
- ハ、ユーザーの本人確認は当社の責任で行います
- ニ、決済口座での暗号通貨運用または運用とみなされる行為は致しません
- ホ、児童ポルノ・不法就労に関わるサービス・希少動物に関わる売買、希少金属または希少鉱物の販売、犯罪薬物、ほか国内および国際法上禁止されている対象品の貿易、販売を目的とした決済行為は致しません
- ヘ、社会犯罪と判断される販売行為は致しません

2. (支払の拒絶・留保)

当社は以下の場合、決済代金およびリザーブの支払いが拒絶または留保されることを了承いたします。

- イ、当社の行為が加盟店規約及び本誓約書に違反する場合
- ロ、当社業務について調査の必要があると認められた場合、当該調査が完了するまでの間
- ハ、BA が本件サービスを提供する前提として直接的・間接的に関連のある企業および関連金融機関(以下、「関連企業」という)の破産、会社更生、民事再生等により、BA に支払われるべき代金の一部ないし全部の受領がなされなかった場合
- ニ、暗号通貨決済におけるユーザーからのクレームが原因で、それが関連企業の規定に抵触していると判断され BA への支払いが拒絶又は留保された場合
- ホ、その他、原因の如何を問わず、関連企業より BA への支払いが拒絶又は留保された場合
(本項でいうリザーブとは、決済代金の加盟店支払が留保されるものを指し、BA がその留保に関する決定権限を持つ)

3. (支払の拒絶・留保の解除)

当社は以下に定める時点を除き、原則として前条の支払の拒絶または留保が解除されないことを了承いたします。

- イ、関連企業より BA への決済代金およびリザーブの支払いが留保された場合、最低 6 ヶ月間留保された後、関連企業と BA との間で協議成立した時点
- ロ、関連企業と BA との協議により当社に対し決済代金もしくはリザーブの全部または一部のペナルティを科せられた場合、当該ペナルティが当社に対し関連企業よりリリースされる時点。なお、この時点において、当社に対する支払の拒絶または留保が解除される場合、当社の決済代金およびリザーブに対して、ペナルティおよび支払拒絶の解除に要した実費を除いてリリースされた金額についてのみ受領することに異存ありません。

4. (有効)

当社は、過去または将来にこれと類似の誓約条項を持つ書面を BA と取り交わした場合においても、本誓約書は有効に存続することに異存ありません。なお、当社は、本契約に関する提出書類について電子的フォーマットが有効であることに同意します。

5. (費用について)

当社は加盟店契約及び登録、決済システム使用時等、加盟店手数料の他に費用が課せられるなど別紙「決済条件通知書」記載の条件を了承いたします。なお、関連企業と BA の取引条件等が変更となった場合は、BA が当社に通知することにより変更することを了承致します。

6. (支払いについて)

決済資金送金について支払手続き日が銀行休業日と重なる場合は、原則 BA 所在地の翌営業日となります。特に海外受取口座を指定されている場合、受取金融機関の地域、中継銀行の有無、特定の銀行事情などにより指定口座への着金に通常送金時よりも日数がかかることを了承します。ユーザーからの返金請求が直接 BA に来た場合(加盟店が直接関わっているかどうかに関わらず)は返金請求案件とみなし、実費手数料は加盟店負担となることを了承します。

年 月 日

住 所

会社名

代表者



株式会社 BLUE ARROWS 加盟店規約

2017.01.10 改訂

株式会社 BLUE ARROWS（以下「BA」または「甲」という）は、BLUE ARROWS 加盟店規約（以下「本規約」という）を定め、これに基づき暗号通貨決済代行サービス、その他オプションシステム等のサービス（以下、これら全てのサービスを合わせて「本サービス」という）を本サービス利用者（以下、「加盟店」または「乙」という）に提供する。

第1条（本サービスの利用）

乙は、下記1項から6項を遵守のうえ、本規約に従い、本サービス（BAが今後提供するサービスを含む）およびそれに付随するサービスを利用できるものとする。

1. 乙は、本サービスを本規約の定める範囲内で、かつ本規約に違反しない範囲で利用することができるものとする。
2. 本規約において定める場合を除き、乙はBAが権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権肖像権、その他の権利を侵害しない。
3. 乙は顧客に対し、取引の当事者は乙と顧客であり、商品等の販売または提供に伴う権利義務は乙と当該顧客との間で発生することを明確に表示するとともに、顧客との間で予想されるトラブル等について一方的に顧客が不利にならないように取り計らい、乙と顧客の責任範囲について顧客が理解できるように明示しなければならない。
4. 乙は顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情問合せに対して速やかに対応を行わなければならない。
5. 乙は、顧客の決済に関する個人情報を乙が保持する場合、これらに関するすべての情報（以下「個人決済情報」という）を第三者に閲覧、漏洩、改竄されないための措置をあらかじめ講じなければならない。かつそのような事態が生じないように個人決済情報に類する重要な情報を取り扱う者に通常要求される注意義務に従い個人決済情報を取り扱わなければならない。なお、乙は情報保護に関する各種の義務および責任を負っていることを確認し、本規約に定めるところの他、これらの義務を遵守し、責任を履行しなければならない。
6. 乙は、本サービスを利用する顧客またはその他関連する第三者との間でトラブルや紛争が生じた場合には、乙の責任と費用を持って当該紛争を誠実に解決するものとし、BAに何ら一切迷惑をかけないものとする。
7. 乙は、本サービスの提供を受けるに際し、本サービスの一部がBAまたはBAの提携先による取扱いとなることを了承する。また、乙は決済資金の支払いを含めた送金手続きの主体についても、BAまたはBAの提携先の取扱いとなることを了承する。

第2条（サービスの申込と規約の適用）

1. BA加盟店となって本サービスの提供を受けようとする乙は、指定の申込書に指定事項を記入の上、当該申込書をBAに提出するものとし、BAが乙の申込を承諾した日より、本規約が適用されるものとする。
2. 乙が既にBAから提供を受けているサービスとは別のサービスを申込み場合は、BAの指定申込書に指定事項を記入の上、当該申込書をBAに提出するものとし、BAが申込を承諾した時点より当該別のサービスについても本規約が適用されるものとする。
3. BAは、本規約の他に必要に応じて別規約（誓約書・覚書等）・細則を定めることができる。なお、BAが別規約を定める場合、別段の定めがない限り、別規約の効力が優先するものとする。なお、BAおよび加盟店は、本書を含めた本契約に関する提出書類について電子的フォーマットが有効であることに同意する。

第3条（サービス利用料など）

1. 乙の負担する本サービス利用に関する費用は、BAが用意する暗号通貨決済の案内、本サービスに関する案内文書に記載する。
2. 乙は、振込みにてBAに対する利用料等を支払う場合の銀行等の振込手数料その他費用、BAが本サービスを提供するに際して発生する消費税その他公租公課、及び公正証書作成費用等債権の保全、実行のために要した諸費用につき負担するものとする。
3. 乙は、本サービスにかかる利用手数料または取引に必要な費用のうち、乙のユーザーが負担すべき利用手数料等についてユーザーが意図的または意図的でなくとも負担しない場合、その一部または全部について負担することを了承する。前記の利用手数料または必要な費用には、暗号通貨取引の市場性に伴う変動的な取引費用負担を含むものとする。

第4条（リザーブ）

1. BAは、乙の毎月の暗号通貨決済代金からBAが定める保証金（以下、「リザーブ」という）をBAが定める期間預かることができる。
2. 前項の期間中、暗号通貨決済取り消しまたは当該決済に基づく返還請求等、乙がBAに対して負担すべき金銭が発生した場合、BAはリザーブを乙がBAに対して負担すべき金銭に充当することができる。

第5条（支払いの拒否）

1. BAは、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、乙に対し、支払うべき金銭の支払いを拒むことができる。また、既に加盟店に支払った金銭の返還請求ができる。
 - (1) 暗号通貨決済取り消しまたはユーザーからの返還請求が生じた場合またはその恐れが高いとBAが判断した場合。
 - (2) 乙と購入者との間の契約が履行されないとBAが判断した場合。
 - (3) 購入者の意思に反する申込であるとBAが判断した場合。
 - (4) BAは、乙が本契約解約ならびに本契約終了後に発生が予想される返金・返金請求に関わる費用等の金額分として売上の支払いを延期できるものとする。但し、延期された金額およびその残金は最終決済日から原則6ヶ月後に支払うものとする。ただし、この期間はBAの商業上合理的な判断でこれを延長することができる。その支払延期期間の利息は一切発生しないものとする。
 - (5) BAが本件サービスを提供する前提として直接的・間接的に関連のある企業および金融機関（以下、関連企業という）等の破産、会社更生、民事再生等により、BAに支払われるべき代金の全部ないし一部が支払われない場合。
 - (6) 関連企業の判断により、BAに決済代金もしくはリザーブに該当する資金を支払わないと通知された場合。
 - (7) 本条の各項目および第6条の各項目に関連して、BAが商業的合理性に鑑みて判断した場合
 - (8) 加盟店の商品、サービスおよびその提供方法、請求、課金方法に関して、公序良俗に反する、または社会通念上相当な見地から適当ではないとBAが判断した場合。
 - (9) 乙がBAに虚偽の表示や報告を行っていたことが判明した場合。
2. 同項5号および6号に該当した場合においても、後日関連企業からBAへ決済代金もしくはリザーブに該当する資金が支払われた場合には、これを加盟店に支払うものとする。ただし、BAが当該資金の関連企業からの支払いを受けるために要した費用については当該資金から差し引かれる。
3. 乙は、各週または一定期間の決済金額について異議、疑問、または修正依頼があるときは、BAから当該期間の決済金額支払いを受け取った日から30日以内に異議、疑問、修正依頼を申し立てるものとし、BAはその異議、疑問に対して速やかに回答し、両社が合意すれば、必要に応じて金額を修正するなどの対応をとるものとする。

4. 乙は、前項3に該当する場合であっても、BAから当該期間の決済金額支払を受け取った日から30日を経過した後は、当該決済金額を決定事項として受容し、31日目以後に異議、疑問または修正を申し立てることはできないものとする。

第6条（本サービスの提供停止）

1. BAは、乙に対し次の各号に定める事由のいずれかが発生したときには、何らかの通知催告を要せず、直ちに乙の本サービスの全部または一部の提供を停止することができる。
- (1) 破産、民事再生手続、会社更生手続、会社整理の開始、特別清算手続開始の申立てがなされた場合。
 - (2) 振り出した手形または小切手が不渡りとなった場合。
 - (3) 差押、仮差押、滞納処分、強制競売その他の強制執行を受けた場合または担保権の実行を受けた場合。
 - (4) 支払能力が極度に低下したと判断できる相当の理由が生じた場合。
 - (5) 代金決済における不正利用またはクレームが著しく多いとBAが判断した場合。
 - (6) 取扱商品およびそれに関して提供する情報、販売方法、広告宣伝、サービスの内容等につき、BAが不適切であると判断した場合。
 - (7) 乙と購入者または第三者との紛争について損害賠償請求等なんらかの請求がなされた場合。
 - (8) 重大な背信行為があった場合。
 - (9) 本契約に違反し、違反状態が解消されない場合。
 - (10) BAに対し乙が届け出た住所、電話番号またはメールアドレスを用いてもBAが乙に対し連絡が取れない場合。
 - (11) BAに対し乙が届け出たホームページのURLを無断で変更、または閉鎖した場合。
 - (12) BAに対し乙が届け出た商品、サービス、販売方法と異なる場合。
 - (13) BAが本サービス提供を行うことを妨害する行為、あるいはその恐れのある行為が認められるとBAが判断した場合。
 - (14) 他の乙の本サービス利用を妨害する行為、あるいはその恐れがある行為が認められると判断した場合。

第7条（支払いの留保）

1. BAは、次の各号に定める場合には、乙が負担すべき債務の弁済に充てるため、乙に支払うべき金額の全部または一部を原則として6ヶ月留保することができる。ただし、第5条1項5号および6号で定める場合を除く。
- (1) 第6条1項各号に定める事由が発生した場合。
 - (2) 理由の如何を問わず本規約に基づく契約が終了した場合。
2. 第1項で定めた支払留保期間中（第3項で延長した期間中を含む）、乙がBAに対して負担すべき債務が発生した場合、BAは前項で支払いを留保した金額をこれに充当することができる。
3. BAは、第1項で定めた留保期間中または留保期間満了後、乙と協議のうえ留保できる期間を延長することができる。
4. 第2項で発生した債務の総額が、第1項でBAが留保した金額と乙に未払いの売上金の合計額を超過する場合、BAは当該不足金額につき書面により請求するものとし、乙は当該請求書面記載の支払期日までに請求金額をBAに支払うものとする。
5. BAは第1項で支払いを留保した金額につき、第1項に定める期間満了後、第2項で支払いに充当した額を控除したうえでBAが定める方法に従って乙に返還するものとする。但し、第3項において延長した期間について利息等は発生しないものとする。

第8条（契約上の地位の譲渡禁止）

1. 乙は、本規約および本規約に基づく暗号通貨決済加盟店契約上の地位を第三者に譲渡し、貸与し、または引き受けさせてはならない。
2. 乙は、乙のBAまたは支払業者に対する債権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならず、また甲に対する債務を第三者に引き受けさせてはならない。

第9条（守秘義務および個人情報の取扱い）

1. BAおよび乙は、本規約の履行に関連して知り得た相手方の取引先、提携企業、事業戦略等に関するすべての機密情報を相手方の事前の書面の承諾なくして第三者に開示してはならない。但し、BAが乙、購入者、サイト利用者その他の第三者との紛争に巻き込まれ、裁判所の文書送付嘱託、弁護士や司法書士からの照会、その他の司法または行政に関わる当局の照会に応じる場合にはこの限りでない。
2. BAおよび乙は、個人情報の保護に関する法律およびそれに関連するガイドライン（以下、「個人情報保護法等」という）に従い、利用目的を公表する等、個人情報の取扱いに関して適切な措置をとらなければならない。
3. BAは、乙の個人情報が前2項に反するなど不適切に取扱われていると判断した場合、乙に対し個人情報が適切に取扱われるよう必要な措置を請求することができ、乙はこれに従うものとする。
4. 本条は、本規約終了後も効力を有するものとする。

第10条（登録情報の変更）

1. 乙が本サービスを利用するにあたり、BAに対して届け出た指定の申込書の内容について変更がある場合は、乙はBAに対し事前に届け出るものとする。
- (1) 社名、代表者、屋号、住所、連絡先、ホームページURL等の会社情報に関する変更
 - (2) 業種、業態、販売方法、商品などの変更
 - (3) 支店の新設または閉鎖に関する変更
2. 届け出た内容により、BAの判断で本サービスの提供停止となった場合においても、乙は異議申し立てしないものとする。
3. 変更により新たに費用が発生する場合は、乙の負担とする。

第11条（有効期限）

1. 本規約の有効期間は、乙による本サービスの申込みがされた日より1年間とする。
2. 各本サービスの提供期間満了1ヶ月前までにBAもしくは乙いずれからも契約満了の意思表示がなく、かつ関連企業会社から特段の異議がない場合には、本規約は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。
3. BAが乙に対し提供するすべてのサービスについて、サービス期間が延長されずに終了し、またはサービスが解約されたときは、本規約は効力を失うものとする。
4. 本規約失効後においても、暗号通貨決済に関するユーザーからの返還請求など乙が負担すべき債務に関しては、本規約は有効に存続し続けるものとする。
5. 前項の場合のほか、BAが必要と認める場合については、本規約は依然として効力を有するものとする。

第12条（免責及び不保証）

1. BAは、本規約の履行及び本サービスの運用にあたって、本規約の趣旨または目的に従い、商業上合理的に要求される努力を行うものとする。但し、BAは本規約により、乙に対し、乙の営業が成功すること、商業的成功に必要な事項を満たしていること、業務に中断が生じないこと、業務の遂行が完全に安全であること、本サービスの全部または一部において不具合が生じないこと、または生じた当該不具合が完全に修正されることを、明示的にも黙示的にも保証するものではない。

2. BA は、以下の各号の事由に起因して、乙が被る損失または損害については、その可能性が乙に通知されていたか否かにかかわらず、一切責任を負わないものとする。
- (1) 乙の取扱商品に関する情報及びコンテンツに掲載されたいずれかの情報または広告、またはリンク先の情報の完全性、信頼性、正確性または存在を信頼したことにより起因する損害
 - (2) 本サービスの全部または一部の提供が、永続的または一時的に停止したことにより起因する損失または損害
 - (3) 加盟店がアカウント、パスワード等の情報の保存を行わなかったこと及び当該情報の保護を怠ったことにより起因する損害等、乙自身の過失に起因する損害
 - (4) 本サービスの提供に関連して、BA が乙に対して提供した技術情報をもとに乙が自らのサイトでの仕様変更を行ったことにより起因する損害
3. BA は、以下のいずれかの事由が生じた場合において、乙に事前に通知することなく、一時的に業務の全部または一部の遂行及び保守等を中断することがあり、BA はこれらの事由に起因する回線または乙の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等、決済処理サービスの運営障害から生じた損害についてその責を負わないものとする。
- (1) 設備等の保守に係る作業を定期的にまたは緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、地震、噴火、洪水、津波等の天災により本規約に基づく業務の提供ができなくなった場合
 - (3) 戦争、動乱、暴動、騒乱、テロ等政治的な事由によって本規約に基づく業務の提供ができなくなった場合
 - (4) その他、営業または運用上、本規約に基づく業務の一時的な中断が必要と BA が判断した場合
4. 前項の責任制限の対象となる損害には、間接的損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、または罰則を受けることによる損害、営業権の喪失、業務停止、逸失利益、データの喪失、及びコンピュータの損傷または誤動作が含まれるものとする。

第 13 条 (規約の変更)

1. BA は、本規約の内容を必要に応じて予告なくして規約の変更をすることができるものとし、加盟店は最新の本規約については、BA の運営する WEB サイト (<http://bluearrows.net/>) にて確認するものとする。BA は、加盟店に対し規約内容変更後 1 日以内に乙の本サービス申込受領電子メールに規約変更通知をするものとする。
2. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、BA が当該変更を WEB サイトに開示した後において、乙が本サービスの利用を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約が適用されるものとする。

第 14 条 (競業の禁止)

乙は、本規約の有効期間中および本規約終了後 1 年間、本規約で BA が提供する本サービスと同一または類似の事業を行いまは第三者に行わせてはならない。

第 15 条 (準拠法)

本規約の解釈および適用は日本国法によるものとする。

第 16 条 (裁判管轄)

本規約について訴訟の必要が生じた場合には、日本国に専属的な国際裁判管轄を認め、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

株式会社 BLUE ARROWS

〒151-0053 東京都渋谷区代々木5-2-5-4F

email : info@bluearrows.net

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意申入書

株式会社 BLUE ARROWS 御中

私（本暗号通貨決済サービスの契約者（契約者が法人の場合には、当該法人役員等を含む。以下同じ））は、本書類により反社会的勢力でないことの表明・確約を御社に対して同意申入れ致します。

尚、表明・確約に関して虚偽の申告をした事が判明した場合には、御社により即時本サービスの停止・強制解約、或いは暗号通貨決済での売上代金の支払停止等の処置を行われたとしても異議を申しません。

①、御社の暗号通貨決済サービスを利用するに際して、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明致すと共に、将来にわたっても該当しないことを確約致します。

- 1、暴力団
- 2、暴力団員
- 3、暴力団準構成員
- 4、暴力団関係企業
- 5、総会屋等社会運動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団
- 6、その他前各号に準ずる者

②、自ら、または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約致します。

- 1、暴力的な要求行為
- 2、法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4、風説を流布し偽計を用い、または威力を用いて御社の信用を毀損し、御社の業務を妨害する行為
- 5、その他前各号に準ずる行為

年 月 日

住所地：

会社名：

代表者：

⑨